

豊明市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豪雨時の雨水流出の抑制を図ることにより河川水路への流入量を減らし越水を防ぐとともに、雨水の有効利用及び地下水の涵養を図るため、雨水貯留施設及び雨水浸透施設（以下「貯留浸透施設」という。）の設置工事を行う者に対し、予算の範囲内において交付する雨水貯留浸透施設設置補助金（以下「補助金」という。）に関し、豊明市補助金等交付規則（昭和48年豊明市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 雨水貯留施設 雨水を貯留する貯留槽及び貯留槽に関連する設備で貯留した雨水を散水等として利用するための施設をいう。
- (2) 雨水浸透施設 雨水を地中に浸透させる次の施設をいう。
 - ア 浸透枠、浸透管及び浸透槽
 - イ 透水性舗装（透水性の高い材質によって構成される舗装で駐車場、通路等の地表に施工されるもの）
- (3) 設置工事 貯留浸透施設の設置を行う工事をいう。

(補助金の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる貯留浸透施設は、雨水排水専用として市内の宅地等において設置するもので、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 浸透枠 内幅20センチメートル以上で、枠材は透水性の材料とし地中部分は外面から10センチメートル以上を20ミリメートルから40ミリメートルまでの粒径の碎石で覆い、碎石外面に透水シートを設置し、枠底面には碎石下面全面に5センチメートル以上の厚さのフィルター砂層を設けるもの
- (2) 浸透管 呼び内径5センチメートル以上で、管材は透水性の材料とし、管の外面から10センチメートル以上を20ミリメートルから4

0ミリメートルまでの粒径の碎石で覆い、碎石の外面に透水シート、管の底面には碎石下面全面に5センチメートル以上の厚さのフィルタ一砂層を設けるもの

- (3) 貯留槽 100リットル以上の貯留容量のもの
- (4) 浸透槽 100リットル以上の槽容量で、槽材は透水性材又は20ミリメートルから40ミリメートルまでの粒径の碎石とし、外幅各40センチメートル以上で外側に透水シート、底面全面に5センチメートル以上のフィルター砂層を設けるもの
- (5) 透水性舗装 当該土地の露天部分に10平方メートル以上設置するもので、舗装表層は仕上がり厚さ3センチメートル以上の透水性材とし、路盤は仕上がり厚さ10センチメートル以上の碎石路盤で、路床と路盤との間全面に5センチメートル以上の厚さのフィルター砂層を設けるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する貯留浸透施設については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 既にある貯留浸透施設を作り変えようとするもの
- (2) 同一の宅地等において、次条ただし書に規定する合計額を超えるもの
- (3) この要綱以外の補助金を受けるもの又は移転補償等機能回復により設置するもの
- (4) 販売分譲を目的にしている住宅、宅地等に設置するもの
- (5) 市税を滞納している者が設置するもの
- (6) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第30条に規定する行為のため設置するもの
- (7) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたもの
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる貯留浸透施設の区分に応じ、当該各号に定める額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、補助金の合計額は、15万円を上限とする。

- (1) 浸透枠 1基当たり7,000円又は設置費用の3分の2の額のい

ずれか低い額

- (2) 浸透管 1メートル当たり3,000円又は設置費用の3分の2の額のいずれか低い額
- (3) 貯留槽 100リットル当たり15,000円又は設置費用の3分の2の額のいずれか低い額
- (4) 浸透槽 100リットル当たり4,000円又は設置費用の3分の2の額のいずれか低い額
- (5) 透水性舗装 1平方メートル当たり500円又は設置費用の3分の2の額のいずれか低い額

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貯留浸透施設の設置に着手する前に雨水貯留浸透施設設置補助金交付申請書（様式第1号）を次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 施設の設置場所の案内図及び工事の概要を示す図面（平面図、構造図など）
- (2) 見積書の写し（見積者の押印があるもの）
- (3) 貯留浸透施設の設置前の現場写真（状況が把握できるもの）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(変更の申請)

第6条 申請者は、申請書の記載事項に変更のあった場合、速やかに雨水貯留浸透施設設置補助金変更交付申請書（様式第2号）に変更後の工事の概要を示す図面（平面図、構造図など）及び変更後の見積書の写しを添付し、市長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は前2条の申請があったときは、速やかに申請内容を審査し、適当と認めたときは、雨水貯留浸透施設設置補助金（変更）交付決定通知書（様式第3号）により承認しなければならない。

(完了届)

第8条 前条の交付決定を受けた者（以下「設置者」という。）は、貯留浸透

施設の設置が完了したときは、速やかに雨水貯留浸透施設設置完了届（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に届出なければならない。

- (1) 貯留浸透施設の設置後の現場写真（状況が把握できるもの）
- (2) 領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の決定)

第9条 市長は、前条の完了届を受理したときは、速やかに検査を行い、合格と認めた者に対し、雨水貯留浸透施設設置補助金検査結果通知書（様式第5号）により通知する。

(補助金の請求及び支払)

第10条 設置者は、前条の通知を受けたときは、請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(厳守事項)

第11条 補助金の交付を受けた者は、貯留浸透施設を適正に維持管理し、効用発揮に努めなければならない。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは補助金の交付の承認の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 申請書類の内容に偽りがあったとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月21日）

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和3年12月15日）

この要綱は、決済の日から施行する。